駐　車　場　法　審　査　表

①一般公共の用

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 供されている（誰でも駐車できる） |  | 供されていない（特定の車のみ駐車可） |

 例）時間貸し駐車場、 例）専用駐車場（入口で用件の有無が確認

 （月極部分は除く） 可能で用件の無い車の排除ができるこ

 デパート、パチンコ店等 と）

 （附置義務駐車場も含む） 月極駐車場

|  |
| --- |
| 駐車場法の適用は受けない |
| （技術的基準は適用する） |

②駐車の用に供する部分（駐車枠内）の面積

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ５００㎡以上（約４０台） |  | ５００㎡未満 |

|  |
| --- |
| 駐車場法の適用は受けない |
| （技術的基準は適用する） |

 駐車場法の適用を受ける。

 （政令の技術的基準（別紙）の適用を受ける）

 ※建築物以外の路外駐車場

|  |
| --- |
| 設置者：国、市・町等 → 健康福祉総務課へ通知が必要 |
| 設置者：民間業者　　→ 健康福祉総務課へ届出が必要 |

③駐車料金の徴収

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 都市計画区域内で徴収する |  | 都市計画区域外で徴収するあるいは無料 |

 市長あてに届出が必要 届出は不要

駐車場法　技術的基準　審査表

|  |  |
| --- | --- |
| 敷地の所在及び地番 |  |
| 建築物等の名称 |  |
| 開発行為者　(住所・氏名) |  |
| 設計者・施工者　(住所・氏名) | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（TEL） |

(１)　一般公共の用に供されている路外駐車場（面積５００㎡以上）に対して

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 駐車場名 |  | チェック欄 |
| 出入口を設けてはならない箇所(施行令第７条関係) | 交差点内または、それより５ｍ以内（→大臣認定があれば可能） |  |
| 道路のまがりかどから５ｍ以内 |  |
| 横断歩道上（地下道出入口を含む）または、それより５ｍ以内 |  |
| 軌道敷内、踏切内または、踏切より１０ｍ以内 |  |
| 坂の頂上付近 |  |
| 勾配が１０％を超える道路 |  |
| 幅員６ｍ未満の道路 |  |
| トンネル内、橋上　　　　（→大臣認定があれば可能） |  |
| 安全地帯の左側、および前後１０ｍ以内 |  |
| バス停から前後１０ｍ以内 |  |
| 小学校、特別支援学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設の出入口から２０ｍ以内 |  |
| 児童公園、児童遊園、児童館の出入口から２０ｍ以内 |  |
| 車路の幅員(施行令第８条関係) | 往復 ５．５ｍ以上　（二輪車専用の場合３．５ｍ以上） |  |
| 一方通行　３．５ｍ以上　（二輪車専用の場合２．２５ｍ以上）（当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ歩行者の通行の用に供しない場所にあっては２．７５ｍ（二輪車専用の場合１．７５ｍ以上）） |  |
| 前面道路が２以上ある場合は交通に支障の少ない道路に出入口を設ける |  |
| 駐車面積が６，０００㎡以上の時は出口と入口を分離し、その間隔を１０ｍ以上にする（ただし、縁石線又はさく等により出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合は除く） |  |
| 出入口において必要のある時はすみ切りをし、切取線の長さを１．５ｍ以上とる |  |
| 出口付近の構造は、２ｍ後退し（二輪車専用の場合は、１．３ｍ）車路の中心線上高さ１．４ｍ以上にて、道路の中心線に向い左右それぞれ６０度以上とし、歩行者の確認ができるようにする60度2m二輪車専用の場合1.3m |  |

駐車場法　技術的基準　審査表

 （平成　　年　　月　　日）

都市整備課の意見等

|  |  |
| --- | --- |
| 敷地の所在及び地番 |  |
| 建築物等の名称 |  |
| 開発行為者　(住所・氏名) |  |
| 設計者・施工者　(住所・氏名) | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（TEL） |

(２)　建築物である路外駐車場に対して

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出 入 口 | （１）に準ずる（車路の幅員も） |  |
| 車　　路 | はり下の高さは、２．３ｍ以上 |  |
| 屈曲部は自動車が５ｍ以上（二輪車専用の場合３ｍ以上）の内のり半径で回転できる（ターンテーブルが設けられているものを除く） |  |
| 傾斜部の縦断勾配は１７％を越えない |  |
| 傾斜部の路面は粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる |  |
| 駐車の用に供する部分のはり下の高さは、２．１ｍ以上 |  |
| 直接地上へ通ずる出入口のない階には非常階段を設ける |  |
| 給油所等を附置する場合には、耐火構造の壁または甲種防火戸による防火区画を設ける |  |
| 換気装置 | １時間に１０回以上外気と交換できる能力がある |  |
| または開口部が床面積の１０分の１以上ある |  |
| 照明装置 | 車路の路面 　 １０ルックス以上 |  |
| 駐車の用に供する部分の床面 ２ルックス以上 |  |
| 自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設ける |  |

駐車場法　技術的基準　審査表

 （平成　　年　　月　　日）

都市整備課の意見等

|  |  |
| --- | --- |
| 敷地の所在及び地番 |  |
| 建築物等の名称 |  |
| 開発行為者　(住所・氏名) |  |
| 設計者・施工者　(住所・氏名) | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（TEL） |

（３）　特殊装置に対して

①　垂直循環方式、水平循環方式、多層循環方式、二段方式

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出 入 口 | （１）に準ずる（車路の幅員も） |  |
| 車　　路 | 機械と道路の間に車２台分以上の空地、もしくはターンテーブルを設置できるスペースを設ける |  |
| 通り抜けの場合は入口側のみ１台分のスペース |  |
| 建築等で傾斜部でない場合、はり下の高さは２．１ｍ以上 |  |
| 二段方式の場合 | 往復 ５．５ｍ以上 |  |
| 一方通行　３．５ｍ以上 |  |
| 駐車の用に供する部分の高さ | １．６ｍ以上とする |  |
| 二段式の場合、１．８ｍ以上ただし、人の立ち入らないものについては１．６ｍ以上 |  |
| 避難階段 | 設けなくてもよい |  |
| 給油所等を附置する場合には、耐火構造の壁または甲種防火戸による防火区画を設ける |  |
| 換気装置 | 設けなくてよい |  |
| ただし車路が建築物である場合、車路については１時間に１０回以上外気と交換できる能力がある |  |
| または開口部が床面積の１０分の１以上ある |  |
| 照明装置 | 駐車の用に供する部分の床面２ルックス以上 |  |
| 自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設ける |  |

 駐車場法　技術的基準　審査表

 （平成　　年　　月　　日）

都市整備課の意見等

|  |  |
| --- | --- |
| 敷地の所在及び地番 |  |
| 建築物等の名称 |  |
| 開発行為者　(住所・氏名) |  |
| 設計者・施工者　(住所・氏名) | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（TEL） |

②　エレベータ方式、エレベータ・スライド方式、平面往復方式

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出 入 口 | （１）に準ずる（車路の幅員も） |  |
| 車　　路 | 機械と道路の間に車２台分以上の空地、もしくはターンテーブルを設置できるスペースを設ける |  |
| 通り抜けの場合は入口側のみ１台分のスペース |  |
| エレベータの幅員＝車の幅員（＋）０．５ｍ以上 |  |
| エレベータの高さは１．８ｍ以上 |  |
| 駐車の用に供する部分の高さ | はり下の高さは、２．１ｍ以上 |  |
| ただし、駐車場職員のみが立ち入るものは１．８ｍ以上 |  |
| 人の立ち入らないものについては１．６ｍ以上 |  |
| 直接地上へ通ずる出入口のない階には非常階段を設ける |  |
| 給油所等を附置する場合には、耐火構造の壁または甲種防火戸による防火区画を設ける |  |
| 換気装置 | １時間に１０回以上外気と交換できる能力がある |  |
| または開口部が床面積の１０分の１以上ある |  |
| 照明装置 | エレベータの床面１０ルックス以上 |  |
| ただし平面往復方式の場合、人の立ち入らない部分には設けなくてよい |  |
| 自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設ける　　　　 |  |

 （平成　　年　　月　　日）

都市整備課の意見等